

総務政策委員会記録

開会年月日	令和5年7月3日
開会時刻	午前9時58分
閉会時刻	午前10時27分
出席委員名	◎岡田善行 ○大西要一 川口 浩 久保 真
	鈴木豊司 西山則夫 浜口和久
	品川幸久 議長
欠席委員名	なし
署名者	川口 浩 久保 真
担当書記	中谷圭佑
審査案件	議案第52号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第4号） （総務政策委員会関係分）
	議案第53号 伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正 について
	議案第58号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正 について
	議案第60号 救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車の取得につ いて
	議案第61号 高規格救急自動車の取得について
説明員	危機管理部長、危機管理課長、環境生活部長、環境生活部参事
	戸籍住民課長、消防長、消防本部次長、消防本部参事
	消防総務課長、消防課長、消防課副参事、その他関係参与

審査経過

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に川口委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、6月26日の本会議において審査付託を受けた「議案第52号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」外4件の議案を審査し、全会一致をもっていずれも原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。
なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、川口委員、久保委員の御兩名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る6月26日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました5件であります。

案件名については審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第52号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）（総務政策委員会関係分）】

◎岡田善行委員長

それでは、「議案第52号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

議案第52号の補正予算書16ページをお開きください。

款10消防費を御審査願います。

御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回、工事請負費に620万と大変大きな額が盛られておるんですが、この補正予算の概要におきましては、小俣町宮前地区で防災行政無線の移設工事を行うということで記載を

されております。

ここでの防災行政無線とはどのような設備なのか、またなぜ、移転が必要となったのか、その辺の説明をいただけないですか。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

今お尋ねいただきました防災行政無線の設備はどのようなものか、それから移設の理由でございますが、今回移設を行います防災行政無線は、屋外拡声子局と呼ばれる設備でございます。いわゆるラップであったり、スピーカーなどと言われております無線の放送内容を屋外で鳴らす設備でございます。

こちらの今回の案件の設備でございますが、民有地に建てさせていただいておりまして、その地権者様から移設の申出があったことによりまして、今回このようなことになりました次第でございます。以上です。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

民有地に設置をさせてもらっておったということなんですけど、公共施設において、ラップにおいてですね、民有地へ設置するということはいかがなものかと思うんですけど、ほかにもそういう民有地に設置されてる施設ってあるんですかね。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

委員お尋ねの設置の状況でございますが、屋外拡声子局全体で288基ございます。そのうち、自治会様の土地に設置している部分を除きますと、いわゆる民有地に設置している部分につきましては、およそ30基程度、全体の10%程度設置がございます。以上です。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

その30基もですね、地権者の方からどけてほしいんやということを言われたら、同じような対応をしていくということで理解させてもらってよろしいですか。

◎岡田善行委員長
危機管理課長。

●中村危機管理課長

委員、お尋ねのとおりかと思えます。

申出をいただいた際には、撤去、移設を検討する必要があると考えております。以上です。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款10消防費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

次に、8ページにお戻りください。

歳入の審査を一括でお願いします。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、1ページにお戻りください。

1ページから4ページの条文の審査を一括でお願いします。

御発言はございませんか。

◎岡田善行委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

すみません、ここで少し第2表の繰越明許費につきまして、御質問をさせていただきます。

これは小型動力ポンプ付積載車購入事業ということで、毎年消防団の自動車、何台か替えてもらってますけども、それが繰越明許というふうな形になっております。この理由をお聞かせください。

◎岡田善行委員長

消防課副参事。

●藤原消防課副参事

浜口委員の御質問にお答えを申し上げます。

令和5年度において小型動力ポンプ付積載車2台を購入するため、当初予算に計上しておりまして、5月に入札を行いましたに参加する業者がなかったものでございます。

要因といたしまして、小型動力ポンプ付積載車を製作するに当たり、ベースとなる車両の生産が停止をしているということでございました。

現時点といたしましては、予定として、年度内の納車の見通しが立たないことから、繰越明許費の手続をさせていただくものでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。車両の生産が今現在中止になっておるといふようなことでございます。

この後にも出てくるんですけど、議案の60号、61号などは入札ができとったんやけど、この部分につきましては、入札が不調やったといふようなことでございます。

そこですね、ちょっと聞かせていただきたいんですが、令和5年度の当初予算ですけど、金額が2,618万1,000円。これだけ上がっております。

今回繰越明許になっているのが2,350万ということで、差額が261万8,000円出てきておるんですが、この差額はどういうふうにかえたらよろしいんでしょうか。

◎岡田善行委員長

消防課副参事。

●藤原消防課副参事

当初予算の2,618万1,000円には、小型動力ポンプ付積載車2台のほかに、消防団本部の指揮車1台の予算を見込んでおります。

2,350万円の繰越明許費につきましては、小型動力ポンプ付積載車2台分を繰越しするものでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。指揮車の分は入札ができたといふような形でよろしいでしょうか。

◎岡田善行委員長

消防課副参事。

●藤原消防課副参事

現時点でございますが、指揮車につきましては現在入札中でございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
浜口委員。

○浜口和久委員
分かりました。

それですね、購入時に車を入れ替えますよね、新しい車に替えるんやで。その入れ替えた車の処分というのは、どのようになっていますか。

◎岡田善行委員長
消防課長。

●長田消防課長

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

消防自動車の売却後のですね、悪用等を防ぐために、総務省消防庁から、平成16年に通知が出されております。

その内容はですね、1つ目といたしましては、解体等を目的とした、抹消登録の手続を行うこと。

2つ目といたしましては、消防本部等において、車体の名称表示を、いわゆる消防本部名、これを確実に消去するとともに、赤色灯、サイレン、あるいは無線機、これらの撤去を行うこと。

こういった通知がございましたことから、消防本部といたしましては、その悪用等のリスクを考慮して、現時点において、解体等目的とした永久抹消登録による処分をしているところでございます。

なお今後につきましては、売却につきましても、様々な角度から研究してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。詳しく御説明いただきましてありがとうございます。

これ小型動力ポンプ付積載自動車という消防自動車ですけども、その部分は分かるんですけども、もう1台指揮車の部分がありますよね。

指揮車なんかまるきり乗用車と一緒にみたいな感じで無線機とか、それから拡声機、その他のものが付いていると思いますが、それらを外すと売却というふうなことはできないんでしょうか。

◎岡田善行委員長
消防課長。

●長田消防課長

売却はですね、他市他県においてもですね、正直売却をしているところということも認識はしております。

ただ赤色灯あるいはサイレン、無線機、これらを外す費用もかさんでまいります。そういったことを鑑みて消防本部としましては、現時点においては売却せずに、抹消登録、こちらのほうを採用してございます。

今後売却等についても研究してまいります。以上でございます。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で議案第52号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第52号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第53号 伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、条例等議案書の31ページをお開きください。

31ページから33ページの「議案第53号 伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しお聞かせをください。始めにですね、災害派遣手当についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

この災害派遣手当の額につきましては、条例を見ますと、公用施設を利用する場合と、

旅館、ホテル等の施設を利用する場合に区分しまして、1日当たりの金額が設定をされております。

この災害派遣手当は、派遣された職員に支給をされるのか、それとも派遣元に支払われるのか、いかがでしょうか。

◎岡田善行委員長
危機管理課長。

●中村危機管理課長

委員のお尋ねに対してお答えをさせていただきます。

この災害派遣手当につきましては、他の自治体から伊勢市に派遣された職員に対して、支払われるものでございます。以上になります。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

職員に支給されるということでございますが、この派遣されました職員につきましては、日当なり、宿泊費というものが、派遣元から支給されているというふうに思っております。

派遣職員に支給するという事は、この手当がですね、どうも重複をしているような気がするんです。

その分いかなものかなというふうに思うんですが、この災害派遣手当等はどのような性格のものなのか、ちょっとその辺の見識だけお聞かせください。

◎岡田善行委員長
危機管理課長。

●中村危機管理課長

委員お尋ねの災害派遣手当の性質でございますが、もともとその職員が生活している拠点を離れて、被災されている自治体へ向いて派遣された際、想定としては伊勢市に派遣された場合ということなんですが、やはり様々な経費が発生すると想定されます。

そういった場合の費用弁償的な性質のものというふうに認識をしております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

次にですね、今回の改正でですね、新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る部分は、

条項の移動ということで理解をさせてもらうんですが、今回、大規模災害からの復興に関する法律に關した部分があります。

なぜ、今の時点で、新たに災害派遣手当の規定を追加する必要があったのか、その点御説明いただけないですか。

◎岡田善行委員長
危機管理課長。

●中村危機管理課長

委員お尋ねの、なぜという部分に關してお答えをさせていただきます。

これまで条例で規定をしておりました災害対策基本法などのケースにおきましては、災害におけます初期の段階の職員の派遣を想定しております。

一方で、復旧の時期を超えた後の復興期、こういった段階の派遣に關しましても同様な対応が必要であるということから、大規模災害からの復興に關する法律についても、条例に記載することと判断をいたしました。以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それは、伊勢市の独自の判断で、今回設定をされたということで理解していいですかね。

◎岡田善行委員長
危機管理課長。

●中村危機管理課長

伊勢市の判断ということでございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それとまた最後にですね、職員の派遣に關してお尋ねをさせていただきたいんですが、災害対策基本法におきましては、派遣要請を受けた場合には、派遣しなければならないと、派遣義務が課せられておりますが、今回追加をいたします大規模災害からの復興に關する法律におきましては、派遣するよう努めるということで、配慮規定ですか、そういうのが置かれておるんです。

この辺の違いについて、どのように捉えたらいいのか、御説明いただけますか。

◎岡田善行委員長
危機管理課長。

●中村危機管理課長

委員お尋ねの災害対策基本法と、それから、大規模災害からの復興に関する法律の規定の違いの部分でございますが、こちらは法律の解釈のことになるかとは思いますが、災害対策基本法で定めているものは、初期段階の職員の派遣でございますして、やはり緊急性が非常に高いというふうに認識をしております。

そのため、その派遣を義務として定め、一方で大規模災害からの復興に関する法律につきましては、復旧の段階を過ぎた、復興期の職員の派遣を想定しているものと考えられます。

こういったことから、状況の違いによりまして、努力、配慮といった規定になっているものと認識をしております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第53号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第53号 伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第58号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、79ページをお開きください。

79ページから81ページの「議案第58号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

私ばかり申し訳ないです。

今回の改正で追加をされます、移動端末設備とは何かということでお聞かせを願いたいんですが、その前にですね、今の時点で、印鑑登録証明書の交付を受けることができる手段というのが、いかほどあるのか全て教えていただけないですか。

◎岡田善行委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

印鑑登録証明書の取得につきましては、戸籍住民課、各総合支所生活福祉課、また各支所の窓口におきまして、印鑑登録カードを提示していただき申請いただく方法と、コンビニエンスストア等に設置されております民間端末機、マルチコピー機と言われておりますが、マルチコピー機でマイナンバーカードを用いて取得する方法の2通りございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

2通りの方法に今回ですね、移動端末設備が加わるということで理解をさせていただくんですが、移動端末設備とは何かということで、自分自身分からなかったもので、この条例に規定をされております電気通信事業法を少し調べてみましたら、総務大臣が総務省令で定めるところによって指定する電気通信施設ということであって、施行規則では、告示によってこれを行うという規定がなされておりました。

結局は分からんだんですが、今回追加をされます移動端末設備というのは何なのか、また告示もされておるのかどうなのか、そのあたりですね、状況につきまして御説明をいただけないでしょうか。

◎岡田善行委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

まず、移動端末設備ですけれども、ここに示しておりますのは、スマートフォンのことでございます。今回、電子証明書を搭載できることになりましたのが、Android 9のOSに対応している端末ということになっております。

先ほど、仰せいただきました電気事業法の中に定められておりますのが、移動端末設備が利用者の電気通信設備であって、移動する無線局の無線設備であるものということを示されておりますが、こちらがスマートフォンということでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

それともう一点ですね、今度の改正で、マイナンバーカードに限定をされてまいりました、個人番号カード利用者証明用電子証明書が記載されたものに限るということで限定をされてきたんですが、この辺の設定につきまして、御説明をいただけないでしょうか。

◎岡田善行委員長
戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

今回、スマートフォンのほうに電子証明書を搭載いただける条件としましては、まずはマイナンバーカード取得をいただいているということ。そして、そのマイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されている方というのが条件になってまいります。

スマートフォンのみ搭載ということとはできないということになっております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第58号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第58号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第60号 救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車の取得について】

◎岡田善行委員長

次に、85ページをお開きください。

85ページから87ページの「議案第60号 救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車の取得について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

久保委員。

○久保真委員

少しお聞かせください。

この救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車というのは、市内に何台ですね配備されているのか、それとこれはどういう自動車になるのか、ちょっと説明をお願いできませんでしょうか。

◎岡田善行委員長

消防本部総務課長。

●泉消防総務課長

今回導入します救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車にありましては、市内では今回が初めてでございます。

○久保真委員

積載の内容も教えてください。

●泉消防総務課長

従来水槽付消防ポンプ自動車の機能に加えまして、数多くの救助資機材を搭載することで、救助活動にも対応できる車両としております。

主な救助資機材としまして、交通事故救助等で使用します大型油圧救助器具や、空気を使用しますマット型のジャッキ、また山岳事故等で使用しますロープレスキュー資機材を積載しておりまして、フロントバンパー部に5トン級の電動フロントウインチを搭載しております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。

市内に、説明にありました御菌分署のほうに初めて配備をしていただくということなんですけど、ポンプ自動車と、俗に言うレスキュー車ですね、正式に言う救助工作車というものがあるんですけど、それとの違いって何ですか、ちょっと教えてください。

◎岡田善行委員長

消防本部総務課長。

●泉消防総務課長

今回購入します車両と救助工作車の違いでございますけれども、当消防本部は救助工作車を1台配備しております。

大きな違いとしまして、救助工作車には、救助活動に必要なクレーンや、車両前後のウインチ、また大型の照明装置を装備しております、その他多数の救助資機材を積載しております。また救助工作車は、消火用のポンプを搭載しておりませんので、放水することができない、救助活動に特化した車となります。以上です。

◎岡田善行委員長

久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。

救助工作車も市内には1台配備されているということなんですけど、この近年のね、災害に素早く対応すべくですね、人命救助ということが、事故対応ということよりも人命救助ということが大切になってくるような事案が、これから多々あるようになってくるかなと思うんですけど、この1台配備されているような救助工作車について、今後、署内で配備の検討というのはされてるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

◎岡田善行委員長

消防本部総務課長。

●泉消防総務課長

先ほども申しましたけど、当消防本部には救助工作車が1台ございますけども今回、救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車を購入することにより、救助活動の体制の強化を行うものでございます。

またですね、6月2日に発生しました自然災害等におきまして、こちらの対応におきましてもですね、当消防本部におきましてゴムボート等を配備しておりますので、そういった観点から対応していきたいと考えております。

◎岡田善行委員長

久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。

もう今のね、先日の豪雨でも分かるように、昔のね、気候とは随分違ってきましたので、素早く出動できるようにということで、今、出払っておっておらんわということのないようにしっかりと署内でまず検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

◎岡田善行委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第60号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第60号 救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車の取得について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第61号 高規格救急自動車の取得について】

◎岡田善行委員長

次に、88ページをお開きください。

88ページから90ページの「議案第61号 高規格救急自動車の取得について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

川口委員。

○川口浩委員

今回、応札が1件です。要件付一般競争入札において、応札が1者でも成立するというのは一般的に説明されていますけれども、今回高規格救急自動車について、その機能ですか、何か特殊な事情があったんでしょうか、教えてください。

◎岡田善行委員長

消防本部総務課長。

●泉消防総務課長

今回購入します高規格救急自動車ですけれども、仕様については例年どおりとなっております。

入札業者が1者というのはですね、ちょっとこちらのほうも原因については把握しておりません。以上です。

◎岡田善行委員長
川口委員。

○川口浩委員

そうしますと、今後入札を行う際も、1者ということがあり得るという理解でいいんでしょうかね。

◎岡田善行委員長
消防本部総務課長。

●泉消防総務課長

例年ですと過去2年間にありましては、2者入札業者がありますけども、今回に限っては1者ということになっております。以上です。

◎岡田善行委員長
川口委員。

○川口浩委員

今回予定価格が、例えば高かったとか、何かそういうことは言えるんですか。

◎岡田善行委員長
消防本部総務課長。

●泉消防総務課長

こちらの予定価格の形成方法についてですけども、3者業者から参考見積りを徴して、予定価格を形成しておりますので、例年どおりと思われれます。以上です。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第61号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第61号 高規格救急自動車の取得について」、原案どおり可決すべしと決定い

たしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件は全て終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時27分

上記署名する。

令和5年7月3日

委員長

委員

委員